

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2016

課題番号：23530132

研究課題名(和文) 情報法制と企業のコンプライアンスに関する比較研究

研究課題名(英文) Comparative study about information law and corporate compliance

研究代表者

高野 一彦 (TAKANO, Kazuhiko)

関西大学・社会安全学部・教授

研究者番号：40553128

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,100,000円

研究成果の概要(和文)：2011年からの6年間、研究協力者とともに5回の公開シンポジウムを開催し立法提案を行った。また、2011年8月5日～16日にはアメリカ及びカナダに出張し、オンタリオ州のInformation and Privacy Commissioner やハーバード大学の研究者らと議論を行い、また2016年10月15日～23日にはモロッコで開催されたプライバシーコミッショナー会議に参加し、各国のデータ保護機関の関係者らとデータ保護に関する最新の議論を行った。本研究のテーマでの学会・学術団体での研究報告等を33回行い、論文17本を公表し、新たな情報法コンプライアンスの普及に努めた。

研究成果の概要(英文)：We hosted public symposiums five times and proposed various legislation with research collaborator over six years starting in 2011. Furthermore, I had a chance to visit the United States of America and Canada on business and we had discussions with Information and Privacy Commissioner of Ontario and Harvard University researchers. Additionally, I participated Privacy Commissioner Conference in Morocco and I had the latest discussions on each country's data protections and privacy from Oct.15 to Oct.23 in 2016. I reported the research on the subject of this study theme, "Comparative study about information law and corporate compliance", at academic conference and academic societies thirty three times, also published seventeen of papers. And moreover I had been devoting myself to new propagation of Information Law Compliance.

研究分野：法学

キーワード：個人情報保護法 プライバシー 営業秘密 GDPR

1. 研究開始当初の背景

(1) 欧米諸国の情報法成立の経緯

わが国の情報法制は、欧米諸国より 30 年程遅れていると評されており、これがわが国のグローバルな経済発展の障壁となっていると思われる。本項では、欧米諸国におけるデータ保護法制制定の経緯、及びわが国が抱える課題を示したい。

欧米諸国において最も早いデータ保護法の成立は、アメリカにおける公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act、1970 年成立) であろう。同法は、プライバシー概念を最初に取り入れ、消費者信用報告機関に対して秘密保持、正確性、関連性などについて合理的な措置を義務化した。また 1974 年に成立したプライバシー法 (Privacy Act of 1974) はアメリカの連邦機関が保有する個人情報保護について定めた。

欧州では、スウェーデン (1974 年データ法)、西ドイツ (1977 年連邦データ保護法)、フランス (1978 年データ処理・ファイル及び個人の諸自由に関する法律)、イギリス (1984 年データ保護法) など、保護の対象を行政機関に限定せず一般的な保護規定を置く法律が成立している。

その後、国際機関においてもデータ保護に関する国際文書や指令等が採択されている。1980 年採択の OECD プライバシー・ガイドラインでは、加盟国に対し、情報の自由な流通を促進するため、プライバシーと個人の自由に関する 8 つの原則を加盟各国の国内法の中で考慮すること、個人データの国際流通に対する不当な障害を除去するよう努めることを勧告している。1990 年に、国際連合は「国際連合 90 年ガイドライン」を採択し、EU においては、1995 年に EU データ保護指令を採択した。

(2) わが国における立法過程の議論と課題

わが国においては、1999~2000 年にかけて、高度情報通信社会推進本部に個人情報保護検討部会 (座長・堀部政男中央大学教授) を設置し、検討を行った。同部会は、1999 年 10 月 20 日第 7 回部会において「個人情報の保護について (骨子・座長私案)」を示した。同私案においては、グローバル・スタンダードとの整合が重要であると指摘していた。しかし、その後設置された法制化専門委員会において立法作業がすすめられ、2001 年 3 月 27 日「個人情報の保護に関する法律案」が国会提出され、廃案・再提出を経て 2003 年 5 月 23 日に成立した。

現行個人情報保護法は、立法及び国会での審議の過程で、高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会の座長私案で重要であるとされたグローバル・スタンダードとの整合について、法案では考慮されなかった。たとえば、本人からの開示、訂正等の求めを出訴可能権とすべき、情報の不正取得者への刑

事罰を加入すべき、官民双方のデータ保護を監督する独立監視機関を設立すべき、などは条文として加入されていない。

その結果、現在、わが国は情報流通の分野で国際的に孤立し、これがわが国の経済発展の障壁となっている。

2. 研究の目的

本研究は、欧米諸国の情報法制と企業活動に関する比較研究を行い、欧米諸国より 30 年程遅れていると評される、わが国の個人情報・プライバシー保護法制の立法・改正を提言するとともに、企業の新たな情報法コンプライアンスを提言することに目的がある。

本研究の端緒となった問題意識は次のとおりである。

(1) 個人データの第三国への移転禁止条項がわが国に与える影響

1995 年に採択された EU データ保護指令では、第 25 条 1 項に第三国への個人データ移転禁止条項を規定し、EU 加盟国等に本指令に基づく国内法の制定をもとめた。本条項は、EU 域外諸国においても同レベルのデータ保護施策を講じさせることを企図し、第三国が「十分なレベルの保護」(adequate level of protection) を確保していなければ、EU 構成国等は個人データを移転してはならない旨を規定している。EU データ保護指令 25 条 1 項に規定された「十分性」の認定は、第三国の代表による公式な要請が欧州委員会に提出された場合、EU データ保護指令第 29 条作業部会 (Article 29 Data Protection Working Party) が評価を行い欧州委員会が最終判断を行う。

EU は、本研究開始の時点で、スイス、カナダ、アルゼンチン、アメリカ合衆国 (セーフハーバー・スキーム) など、11 の国と地域についてデータ保護の十分性を認定している。わが国は「十分性」の認定手続きを申請していないため、EU にとってわが国は保護水準が不十分な第三国となる。

したがって、EU 加盟 27 か国及び EEA 構成国であるノルウェイ、リヒテンシュタイン、アイスランド、並びに EU からデータ保護の十分性の認定を受けた 11 の国と地域に所在する企業は、日本に個人データを移転することは原則禁止されている。これはわが国にとっての経済障壁であり、経済発展を間接的に阻害することとなる。

(2) 情報法コンプライアンスの重要性

EU データ保護指令における、データ保護の十分性の判断基準として公表されている「個人データの第三国への移転：EU データ保護指令 25 条及び 26 条の適用の実務文書」では、「ルールへの優れたレベルのコンプライアンス」(good level of compliance with the rules) があることが要件として示されて

いる。

2010年にECが公表した「ECプライバシー研究報告」において、オーストラリアのニューサウスウェールズ大学のグレアム・グリーンリーフ教授がわが国に関する調査結果を報告している。同教授の報告「Country Studies B.5-Japan」によると、わが国のデータ保護法制は、EUデータ保護指令におけるデータ保護の十分性を充足していると判断することは困難であると結論付けているが、その根拠として「私企業にとっては、法律違反による多額の罰金や集団訴訟よりも、風評リスクによる損害（risk of reputational damage）のほうが重要」であり、わが国の法律が有効であるとの根拠を見いだせない」と指摘している。

わが国は将来、EUに対してデータ保護の十分性を申請し、個人データの自由な流通を確保することが、経済発展のために欠かせない。そのためには、現行個人情報保護法を改正する必要があるが、その際に企業の情報法コンプライアンスの観点からの立法アプローチも必要である。以上が本研究における問題意識であり端緒である。

3. 研究の方法

本研究では、新しい情報法制の立法提言、及び企業保有情報保護に関する新しいコンプライアンスの提言を行うことを目的として、アメリカ、EU等の先進諸国を調査対象国として以下の調査研究を行う。

調査対象国のプライバシー・個人情報保護法制と執行を担保する諸制度の調査・研究

調査対象国における独立監視機関の制度と執行状況に関する調査・研究

営業秘密を含む情報の不正取得者への法的制裁に関する調査・研究

調査対象国の優良企業における情報管理とコンプライアンス体制の調査

調査は、アメリカ、カナダ、イギリスのデータ保護法制、及び企業の情報法コンプライアンスに関する文献調査の後、海外出張によるヒアリング調査を行った。また、プライバシーコミッショナー会議(ICDPPC)に出席し、各国のプライバシーコミッショナー及び主要人物、並びに各国の研究者との意見交換によって調査・研究をすすめる。その結果から、わが国の新たな個人情報保護法の立法提案を行い、また企業に対して新たな情報法コンプライアンスを提案し、普及に努める。

研究成果は、論文や著書として公表するとともに、学会や公開シンポジウム、招聘講演などを通じて立法提言を行い、また新たな情報法コンプライアンスの提言を行う。

4. 研究成果

本研究は、文献調査を行うとともに、2011

年8月5日～16日にはアメリカ及びカナダに出張し、オンタリオ州のInformation and Privacy Commissionerやハーバード大学の研究者らと議論を行い、また2016年10月15日～23日にはモロッコで開催されたプライバシーコミッショナー会議に参加し、各国のデータ保護機関の関係者らとデータ保護に関する最新の議論を行った。

また、研究協力者とともに研究成果をまとめ、2011年からの6年間で5回の公開シンポジウムを開催し、積極的に立法提案を行った。

また後掲のとおり、本研究テーマでの学会・学術団体での研究報告、論文・著書の執筆により研究成果を公表した。その具体的な内容は次のとおりである。

(1) データ保護の十分性に関する研究

EUデータ保護指令の「十分性」の基準として「個人データの第三国への移転：EUデータ保護指令25条及び26条の適用の実務文書」がある。また、2001年1月26日に第29条作業部会がオーストラリアに対して2000年プライバシー修正（民間部門）法の保護水準が不十分とする意見を、その理由とともに公表している。これらの文書から、わが国の個人情報保護法の十分性に関する検証を試みた。

第一は、監督機関である。EUデータ保護指令28条に規定する監督機関は、公的部門及び民間部門の双方を監督の対象とすることから、完全なる独立性（complete independence）が求められている。わが国の個人情報保護法では、主務大臣の事業者に対する行政権限により関与することになっているが、EUデータ保護指令における監督機関とは「基本的に異なる」機関である。なお公的機関を監督する機関は存在しない。

第二は、データ主体の権利行使である。EUデータ保護指令12条に規定するアクセス権（right of access）は、データ主体が保存されているデータに関する情報を取得し、修正、消去するなどの権利としており、「加盟各国は各データ主体に管理者から得る権利を保障しなくてはならない」ものとしている。さらにデータの主体に対し、与えられる権利として、異議申立権（14条）、自動処理された個人決定に服さない権利（15条）がある。さらに一部の例外を除いて、監督機関に対しデータ処理の適法性に関する捜査請求をすることができる（28条4項）。このようにEUデータ保護指令は、開示請求などを本人の「権利」として規定している。一方、わが国の個人情報保護法25条に、本人の開示請求に関する規定を設けているが、事業者の義務としているに留まり、開示の求めを本人の「権利」として規定していない。

第三は、特別なカテゴリーのデータの処理である。EUデータ保護指令8条1項において「人種、民族、政治的見解、宗教、思想、信条、労働組合への加盟に関する個人データの処理、もしくは健康又は性生活に関するデー

タの処理」を原則として禁止している。しかし、わが国の個人情報保護法における定義規定では、個人情報、個人データ、保有個人データとして規定されているが、その内容や性格により取扱いに違いはない。

その他、わが国の個人情報保護法は、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が5,000未滿の事業者は個人情報取扱事業者に該当せず法の適用がない点、個人データの第三国への移転は当該第三国が十分なレベルの保護を確保している場合に限り行うことができるとする規定がない点、情報の不正取得者への法的制裁が規定されていないことなど、「保護の十分性」が懸念されるいくつかの相違がある。

(2) 企業の情報法コンプライアンスとデータ保護の十分性評価

2010年の「EC プライバシー研究報告」において、グリーンリーフ教授が「私企業にとっては、法律違反による多額の罰金や集団訴訟よりも、風評リスクによる損害のほうが重要」であり、わが国の法律が有効であるとの根拠を見いだせない指摘している。わが国の企業がなぜ、個人情報保護法を尊重し、遵守していないと指摘されるのであろうか。

第一は、プライバシー侵害訴訟における損害賠償額の低さ、及び個人情報保護法の罰金額の低さにある。わが国における過去のプライバシー侵害訴訟において認められた損害賠償額は概ね5千円～3万円の間であり、また個人情報保護法への違反は最大30万円の罰金であり、2003年5月30日に個人情報保護法が施行されて以降、主務大臣による命令、緊急命令等の行政行為は0件である。

企業にはさまざまなリスクがあるが、限られた資源で対策を講じるためリスクに優先順位をつける。優先順位は一般に発生頻度と損失により評価する。したがってプライバシー侵害訴訟、または個人情報保護法違反は、発生頻度は高いが、損失額は極めて低いリスクと評価されることとなる。

第二は、わが国は大会社や上場企業を中心にコンプライアンスに関する法的義務がかけられていることにある。大会社や委員会設置会社は会社法により内部統制システムの整備に関する事項の取締役会での決議を義務付けられており、有価証券報告書提出会社は金融商品取引法により内部統制報告制度が義務付けられている。

国際的には、小資本かつ非上場のインターネット事業者などにはコンプライアンスの法的義務を課したいが、わが国においては牽制が効いていないことになる。

このように、わが国の個人情報保護は、企業が遵守するためのモチベーションが弱い。これは、わが国におけるデータ保護の「有効性」に関する課題であらう。

(3) 改正個人情報保護法の成立までの経緯と課題

わが国では、2013年5月24日に行政手続番号法が成立した。本法は立法の過程で、前掲(1)及び(2)のようなグローバル・スタンダードとの整合が議論され、「世界レベル」と評されるのプライバシー保護の制度が導入された。具体的には、独立性が高い監視機関として「特定個人情報保護委員会」の新設、情報の不正取得への刑事罰、プライバシー影響評価の導入、アクセス権を担保するマインポータル、などである。

その後、同年6月14日に政府は、「世界最先端 IT 国家創造宣言」を閣議決定した。その中で、ビッグデータの利活用による新事業・新サービス創出の促進を目的に、「プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要」と指摘している。

2013年9月2日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部パーソナルデータに関する検討会が設置され、2014年12月19日までに13回開催の議論が行われた。同検討会は、将来のEUデータ保護法への「データ保護の十分性」申請を念頭に議論がすすめられ、2014年6月24日に「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を示した。

そして、2015年9月3日、改正個人情報保護法が衆院本会議で可決、成立し、2016年1月1日には、同法に基づく独立監視機関として「個人情報保護委員会」が新設され、2017年5月30日の改正個人情報保護法の全面施行とともに、個人情報保護委員会に執行権限が与えられ、現在に至っている。

一方、EUでは、2016年4月14日に欧州議会本会議で「EU一般データ保護規則」が可決、2018年5月25日の施行を待っている。わが国は、「世界最先端 IT 国家創造宣言」に示されたとおり、EUに対してデータ保護の十分性を申請し、将来的に自由なデータ流通を行うことを目指している。しかし改正個人情報保護法は、UEデータ保護指令との整合を念頭に議論がされ立法された。従って今後は、改正個人情報保護法附則12条に基づき、3年後の法改正を行うために、EU一般データ保護規則との整合について議論を重ねるといった課題を残している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計17件)

高野一彦、企業の危機管理体制の整備とBCP策定に関する報告と提言、経営倫理85号、経営倫理実践研究センター、2017年、pp.6-9、査読なし

高野一彦、新しい法制度に対応したコンプライアンス・プログラムの定立を、衆知2017.1-2号、PHP研究所、2016年、pp.66-69、査読なし

高野一彦、情報法の国際的動向とコンプライアンス、経営倫理 第77号、経営倫理実践研究センター、2015年、pp.6-8、査読なし

高野一彦、情報法の国際的動向とコンプライアンス - 情報通信ネットワークの最新動向と課題 -、日本データ通信199号、2014年、pp.2-11、査読なし

高野一彦、わが国のプライバシー・個人情報保護法制の将来像の探求 - EC プライバシー研究報告におけるわが国の個人情報保護法制の「有効性」に関する評価を端緒として -、関西大学経済・政治研究所研究双書第159冊、関西大学経済・政治研究所、2014年、pp.119-152、査読なし

高野一彦・蟻生俊夫・桑山三恵子・佐伯隆博・杉田純一・星野邦夫・山中裕、東日本大震災における企業の危機管理・BCPの調査・研究、日本経営倫理学会誌第21号、日本経営倫理学会、2014年、pp.87-102、査読有

高野一彦、ソーシャルメディアのリスク管理、経営倫理 第71号、経営倫理実践研究センター、2013年、pp.13-15、査読なし

高野一彦、製品事故・賄賂に関する経営者の責任、実践危機管理 第23号、SRM学会、2013年、pp.73-79、査読なし

高野一彦、東日本大震災と企業の危機管理、2011年度社会安全学セミナー講演録、関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科、2012年、pp.123-134、査読なし

高野一彦、防災に関する経営者の責任、危険と管理 第43号、日本リスクマネジメント学会、2012年、pp.61-70、査読なし

高野一彦、企業の自然災害対策における投資家の役割、社会安全学研究 第2号、関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科、2012年、pp.28-29、査読なし

高野一彦、わが国におけるプライバシー・個人情報保護の現代的課題、研究双書第155冊、関西大学経済・政治研究所、2012年、pp.89-109頁、査読なし

高野一彦、情報法制と企業のコンプライアンスに関する比較研究、セミナー年報2011、関西大学経済・政治研究所、2012年、pp.1-10、査読なし

高野一彦、企業のコンプライアンス活動の現状と課題、2010年度社会安全学セミナー講演録、関西大学社会安全学部、2011年、pp.41-54、査読なし

高野一彦、わが国の現行情報法制の課題と提言、社会安全学研究 第1号、関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科、2011年、pp.41-54頁、査読有

高野一彦、国際的整合の視点からのわが国の個人情報保護法の課題、日本経営倫理学会誌 第18号、日本経営倫理学会、2011年、pp.199-211頁、査読有

高野一彦、'Current problems and challenges relating to information law in Japan' Journal of Disaster Research(JDR) Vol.6 No.2 Apr.2011 pp.244-252、査読有

〔学会発表〕(計33件)

高野一彦、情報法コンプライアンスと内部統制、日本データ通信協会情報通信マネジメントシステム研究会、2016年12月13日、ベルサー神保町(東京)

高野一彦、サイバーセキュリティの最新動向と対策「関大創立130周年記念シンポジウム(パネルチェア)」2016年7月15日、日経ホール(東京)

高野一彦、ビッグデータとしての個人情報の利用と保護に関する課題と提言 - 個人情報保護委員会が担う役割を中心とし、日本経営倫理学会 第24回研究発表大会、2016年6月19日、東北大学(宮城)

高野一彦、個人情報保護法制における利活用とプライバシー保護の課題 - 民間企業のコンプライアンスの視点、京都大学防災研究所「第9回都市防災研究協議会(政策)」2015年6月15日、京都大学東京オフィス(東京)

高野一彦、企業を取巻く法・要請の変化と企業の対応、中部CSR企業連絡会、2016年3月17日、日本ガイシ留学生会館(名古屋)

高野一彦、グローバルな視点からの情報の利活用とコンプライアンス、日本経営倫理学会 CSR 研究部会、2016年3月8日、電力中央研究所(東京)

高野一彦、企業を取り巻く法の変化と情報コンプライアンス、大阪商工会議所第3回企業法制委員会、2016年2月25日、大阪商工会議所(大阪)

高野一彦、番号法の立法過程におけるプライバシー保護の制度とその背景、第19回BERC時局セミナー、2015年6月5日、海事センタービル会議室(東京)

高野一彦、ビッグデータ時代の経営倫理、日本経営倫理学会第7回経営倫理シンポジウム(パネル登壇) 2015年3月28日、慶應義塾大学(東京)

高野一彦、インターネット社会における情報法コンプライアンス、九州生産性本部九州監査業務研究会、2014年11月18日、電気ビル共創館(福岡)

高野一彦、ビッグデータ時代の個人情報・企業価値を高めるデータの利活用とコンプライアンス -、関西大学 社会安全学部主催 第5回東京シンポジウム、2014年10月20日、日経ホール(東京)

高野一彦、ビッグデータ問題とプライバシー保護、日本経営倫理学会 研究交流例会、2014年10月18日、経営倫理実践研究センター会議室(東京)

高野一彦、グローバル企業の情報法コンプライアンス、日本データ通信協会個人情報保護マネジメントシステム研究会、2014年10月14日、ベルサー神保町(東京)

高野一彦、インターネット社会における企業コンプライアンス、関西大学社会安全学部主催連続セミナー、2014年7月24日、関西大学東京センター(東京)

高野一彦、情報通信ネットワークの最新動向と課題、日本データ通信協会、「第31回日本データ通信協会 ICT セミナー」、2014年6月5日、OBP クリスタルタワー講堂（大阪）

高野一彦、ビッグデータ問題とプライバシー保護の国際的整合、関西大学社会安全学部主催・社会安全学セミナー、2014年6月4日、関西大学ミューズキャンパス（大阪）

高野一彦、情報法コンプライアンスと企業力、日本経営倫理士協会（ACBEE）第5回シンポジウム2014、2014年3月5日、関西大学東京センター（東京）

高野一彦、わが国のプライバシー・個人情報保護法制の将来像の探究、日本リスクマネジメント学会・関西大学経済政治研究所共催、公開シンポジウム、2014年2月28日、日本学術会議講堂（東京）

高野一彦、企業の社会的責任 プライバシー・個人情報保護を中心として、大阪府工業会経営マネジメントビジネススクール、2014年1月28日、大阪府工業会館（大阪）

高野一彦、グローバル企業の情報管理とコンプライアンス、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク、2013年12月16日、貿易センタービル会議室（東京）

②①高野一彦、情報法コンプライアンスのグローバルダイナミズム、日本データ通信協会個人情報保護マネジメントシステム研究会、2013年10月21日、ベルサール神保町（東京）

②②高野一彦、情報法コンプライアンスとプライバシーに関する諸問題、日本経済団体連合会 企業行動委員会の講演会、2013年9月10日、経団連会館（東京）

②③高野一彦、新たな法制に向けて - 番号法の成立と保護すべきパーソナルデータの検討、堀部政男情報法 第8回シンポジウム、2013年9月1日、放送大学東京文京学習センター（東京）

②④高野一彦、防災に関する経営者の責任、関西大学社会安全学部主催・社会安全学セミナーで研究報告、2013年7月24日、関西大学ミューズキャンパス（大阪）

②⑤高野一彦、東日本大震災における企業の危機管理・BCPの実態調査と提言、日本経営倫理学会研究発表大会、2013年6月15日、白鳳大学（栃木）

②⑥高野一彦、東日本大震災における企業の危機管理・BCPの実態調査と提言、日本経営倫理学会 CSR 研究部会、2013年5月14日、電力中央研究所（東京）

②⑦高野一彦、マイナンバー法におけるプライバシー保護、内閣官房マイナンバーシンポジウム in 奈良、2012年10月13日、奈良商工会議所（奈良）

②⑧高野一彦、わが国の情報法制の課題と提言、大阪弁護士会 情報問題対策委員会、2012年9月24日、大阪弁護士会館（大阪）

②⑨高野一彦、情報法コンプライアンスと企業におけるファジーな諸問題、日本データ通信協会情報通信マネジメントシステム研究会、

2012年9月19日、ベルサール神保町（東京）
③⑩高野一彦、マイナンバー法におけるプライバシー保護、内閣官房主催マイナンバーシンポジウム in 滋賀、2012年7月7日、コラボしが21（滋賀）

③⑪高野一彦、プライバシー・個人情報保護の現代的課題、ソーシャル・リスクマネジメント学会、2012年5月7日、吹田市メイシアター（大阪）

③⑫高野一彦、コンプライアンスと情報セキュリティ、日本データ通信協会情報通信マネジメントシステム研究会、2011年9月16日、ベルサール神保町（東京）

③⑬高野一彦、情報法制と企業のコンプライアンスに関する比較研究、関西大学経済政治研究所産業セミナー、2011年5月18日、関西大学（大阪）

〔図書〕（計4件）

田中宏司・水尾順一編著・共著、サンライズ出版、三方よしに学ぶ、人に好かれる会社、2015年。第2章「お客様の喜びが原点」216（pp.43-53）を執筆。

関西大学社会安全学部編・小澤守・秋山まゆみ・高野一彦・安部誠治・桑名勤三・河田恵昭・川口寿裕・小山倫史・林能成・永田尚三・永松伸吾・元吉忠寛・金子信也・近藤誠司・山崎栄一・中村隆宏共著、ミネルヴァ書房、リスク管理のための社会安全学、2015年。第2章「情報危機管理とビッグデータ - わが国の個人情報保護法制への提言と企業コンプライアンス -」270（pp.21-46）を執筆。

関西大学社会安全学部編・小澤守・高橋智幸・林能成・河田恵昭・土田昭司・広瀬幸雄・城下英行・高野一彦・山崎栄一・元吉忠寛・菅磨志保・永松伸吾・越山健治共著、ミネルヴァ書房、防災・減災のための社会安全学、2014年。第7章「防災と経営者の責任 - 企業の危機管理体制の整備とBCP策定を中心として -」234（pp.115~140）を執筆。

関西大学社会安全学部編・河田恵昭・林能成・高橋智幸・小澤守・安部誠治・西村弘・永松伸吾・越山健治・元吉忠寛・高鳥毛敏雄・永田尚三・亀井克之・高野一彦・菅磨志保・土田昭司・広瀬幸雄・辛島恵美子共著、ミネルヴァ書房、検証 東日本大震災、2012年。第10章第2節「BCPの見直しと危機管理体制の再構築」307（pp.222-235）を執筆。

〔その他〕

ホームページ等

<http://www2.ipcku.kansai-u.ac.jp/~takanoo/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高野 一彦 (TAKANO, Kazuhiko)

関西大学・社会安全学部・教授

研究者番号：40553128